

公会計制度改革（新地方公会計制度）について

公会計制度改革（新地方公会計制度）とは

地方公共団体の会計は、予算の適正・確実な執行を行うため現金の出入りのみに着目した現金主義・単式簿記を採用しています。一方で地方公共団体を取りまく厳しい財政状況の中で、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、財政の効率化・適正化を図るためには、将来にわたる資産・負債（借金）といったストックの財政状況や行政サービスの要する減価償却費なども含めたトータルコストを把握する複式簿記・発生主義の企業会計的な手法を活用することが求められています。このような中で地方公共団体についても普通会計ベースで貸借対照表等を作成してきました。しかし、平成 18 年 8 月の「地方公共団体における行政改革に更なる推進のための指針」の中で、平成 21 年度中に関連団体等を含む連結ベースでの財務書類 4 表の整備が要請されました。

公会計制度改革（新地方公会計制度）の意義

現金主義による会計処理の補完

現金主義では見えにくいコスト（減価償却費、各種引当金）の明示

公社・第 3 セクター等を含む全体的な財政状況の把握

地域住民に公的サービスを提供する組織・事業の全体的な財政状況の把握

資産・債務改革への対応

公会計で整備する「固定資産台帳」に基づき、保有する資産のあり方について、将来計画（売却、転用、維持管理）を立てることができる。

2つのモデルについて

総務省において平成 18 年 5 月に「新地方公会計制度研究会報告書」及び平成 19 年 10 月に「新地方公会計制度実務研究会報告書」が公表されており、これらの報告書においては、「基準モデル」および「総務省方式改訂モデル」の 2 つが示されています。本市においては、全国の多くの市町村が採用している総務省方式改訂モデルに基づいて財務書類の作成を行いました。

基準モデル

開始貸借対照表を固定資産台帳等に基づき整備し、ストック・フロー情報を網羅的に公正価値で把握した上で、個々の取引情報を発生主義により複式記帳して作成することを前提としたものです。

総務省方式改訂モデル

各団体のこれまでの取り組みや作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するもので、固定資産台帳の整備については段階的に整備を進めていくことが認められています。

対象とする範囲

連結の範囲は、普通会計・公営事業会計・一部事務組合・地方三公社・第三セクター等を含む市に関連のあるすべての団体が対象です。東近江市の連結対象会計、団体等は下表のとおりです。第三セクター等については、判断基準()に基づき条件を満たした場合に連結対象とします。

< 会計等の種類 >	< 連結の対象範囲 >			
<table border="1"> <tr><th>普通会計</th></tr> <tr><td>一般会計</td></tr> </table>	普通会計	一般会計	<table border="1"> <tr><td>普通会計の 財務書類4表</td></tr> </table>	普通会計の 財務書類4表
普通会計				
一般会計				
普通会計の 財務書類4表				
<table border="1"> <tr><th>公営事業会計</th></tr> <tr><td>国民健康保険(事業勘定)特別会計 国民健康保険(施設勘定)特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 介護サービス特別会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 公設地方卸売市場特別会計 水道事業会計 病院事業会計</td></tr> </table>	公営事業会計	国民健康保険(事業勘定)特別会計 国民健康保険(施設勘定)特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 介護サービス特別会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 公設地方卸売市場特別会計 水道事業会計 病院事業会計	<table border="1"> <tr><td>地方公共団体 全体の 財務書類4表</td></tr> </table>	地方公共団体 全体の 財務書類4表
公営事業会計				
国民健康保険(事業勘定)特別会計 国民健康保険(施設勘定)特別会計 老人保健特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 介護サービス特別会計 簡易水道事業特別会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 公設地方卸売市場特別会計 水道事業会計 病院事業会計				
地方公共団体 全体の 財務書類4表				
<table border="1"> <tr><th>一部事務組合等</th></tr> <tr><td>東近江行政組合 中部清掃組合 八日市布引ライフ組合 愛知郡広域行政組合 湖東広域衛生管理組合 市町村職員研修センター 後期高齢者医療広域連合 市町村交通災害共済組合 自治会館管理組合</td></tr> </table>	一部事務組合等	東近江行政組合 中部清掃組合 八日市布引ライフ組合 愛知郡広域行政組合 湖東広域衛生管理組合 市町村職員研修センター 後期高齢者医療広域連合 市町村交通災害共済組合 自治会館管理組合	<table border="1"> <tr><td>連 結 財務書類4表</td></tr> </table>	連 結 財務書類4表
一部事務組合等				
東近江行政組合 中部清掃組合 八日市布引ライフ組合 愛知郡広域行政組合 湖東広域衛生管理組合 市町村職員研修センター 後期高齢者医療広域連合 市町村交通災害共済組合 自治会館管理組合				
連 結 財務書類4表				
<table border="1"> <tr><th>地方独立行政法人</th></tr> <tr><td>該当なし</td></tr> </table>	地方独立行政法人	該当なし		
地方独立行政法人				
該当なし				
<table border="1"> <tr><th>地方三公社</th></tr> <tr><td>東近江市土地開発公社</td></tr> </table>	地方三公社	東近江市土地開発公社		
地方三公社				
東近江市土地開発公社				
<table border="1"> <tr><th>第三セクター等</th></tr> <tr><td>(財)東近江市地域振興事業団 (株)東近江ケーブルネットワーク (財)愛の田園振興公社</td></tr> </table>	第三セクター等	(財)東近江市地域振興事業団 (株)東近江ケーブルネットワーク (財)愛の田園振興公社		
第三セクター等				
(財)東近江市地域振興事業団 (株)東近江ケーブルネットワーク (財)愛の田園振興公社				

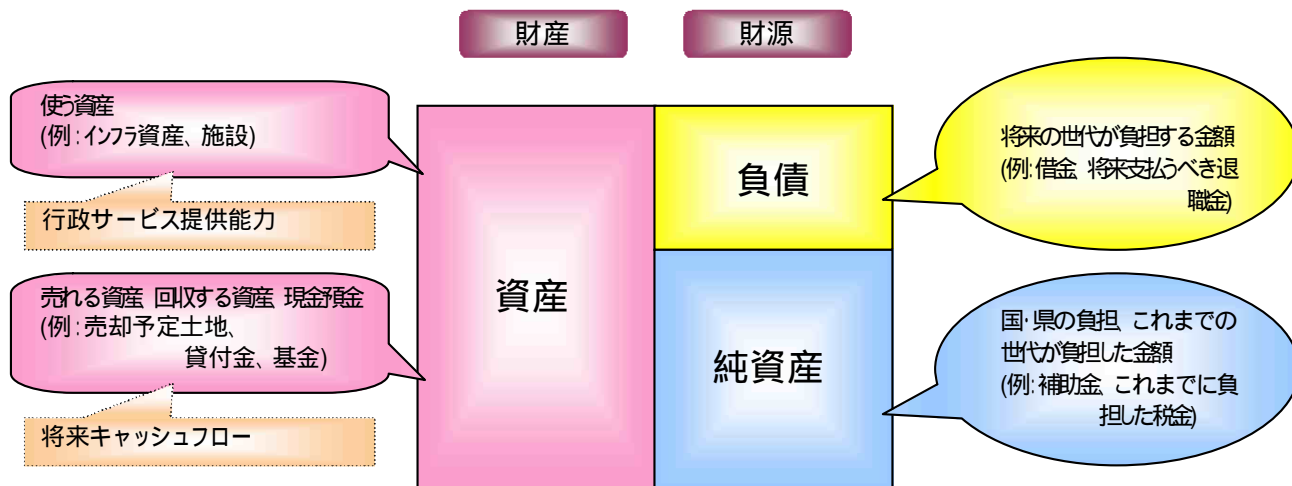
(平成21年度から普通会計にあった住宅新築資金等貸付金特別会計を一般会計に統合し廃止しました。)

第三セクター等の連結判断基準(総務省基準)

- (1) 出資比率が50%以上の場合は、連結対象とする。
- (2) 出資比率が25%未満の場合は、連結対象としない。
- (3) 出資比率が25%以上50%未満の場合は、実質的に主導的な立場を確保している場合は、連結対象とする。

(1)貸借対照表

地方公共団体がどれほどの資産や債務を有するかについての情報を示すものです。行政活動によって作られた道路、建物や土地などの資産と、それに要した財源(負債・純資産)との関係を表したもので、左右がバランスしてあることからバランスシートとも呼ばれます。



借方

貸方

項目	普通会計	連結	項目	普通会計	連結
資産の部			負債の部		
公共資産			負債	664億3,500万円 (構成比 34.3%)	1,240億4,100万円 (構成比 40.4%)
施設や道路、公園の土地・建物などの有形固定資産と、売却可能資産	1,709億5,100万円 (構成比 88.4%)	2,778億7,900万円 (構成比 90.6%)	地方債の残高や退職手当引当金など		
内訳(主なもの)			内訳(主なもの)		
有形固定資産	1,704億6,500万円	2,773億6,500万円	地方債・長期借入金残高	551億1,900万円	1,021億4,300万円
売却可能資産	4億8,600万円	4億8,600万円	退職手当引当金	101億5,300万円	118億9,600万円
投資等			純資産の部		
一部事務組合・土地開発公社等への出資金、各貸付金、退職手当目的基金や公共資産整備基金などの特定目的基金	157億2,500万円 (構成比 8.1%)	163億2,800万円 (構成比 5.3%)	純資産		
流動資産			資産から負債を除いた差額で、資産形成に充てられた国・県支出金及び、一般財源の累計額		
現金や現金化が可能な財政調整基金など	67億3,500万円 (構成比 3.5%)	126億6,300万円 (構成比 4.1%)		1,269億7,500万円 (構成比 65.7%)	1,828億3,500万円 (構成比 59.6%)
繰延勘定	-	600万円 (構成比 0.0%)	負債・純資産合計		
資産合計	1,934億1,100万円	3,068億7,500万円		1,934億1,100万円	3,068億7,500万円

(平成22年3月31日現在)

(2) 行政コスト計算書

行政サービスのうち福祉やごみ収集といった資産形成には結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの対価として得られた財源(経常収益)を表している。

【性質別】

	項目	普通会計	連結
経常行政コスト	人にかかるコスト 職員給および議員・委員等報酬など	81億6,400万円 (構成比20.8%)	126億 100万円 (構成比17.3%)
	物にかかるコスト 委託料、施設の運営管理費、減価償却費など	120億8,300万円 (構成比30.8%)	200億 900万円 (構成比27.4%)
	移転支出的なコスト 補助金や社会保障給付、特別会計への繰出金	179億9,200万円 (構成比45.9%)	366億7,700万円 (構成比50.3%)
	その他のコスト 公債費の利子など	9億7,400万円 (構成比2.5%)	36億2,700万円 (構成比5.0%)
	合計(A)	392億1,300万円	729億1,400万円
	経常収益	使用料・手数料	7億4,200万円
分担金・負担金・寄附金		3億2,100万円	101億6,800万円
保険料(国保、介護等)		-	42億5,000万円
事業収益(病院、下水等)		-	70億3,500万円
その他特定行政サービス収入		-	1億6,800万円
合計(B)		10億6,300万円	228億3,200万円
(差引)純経常行政コスト (A) - (B)	381億5,000万円	500億8,200万円	

【目的別】

	項目	普通会計	連結
経常行政コスト	生活インフラ等 道路、公園、下水など	39億4,400万円 (構成比10.1%)	48億3,600万円 (構成比6.6%)
	教育 小学校、中学校、幼稚園、図書館、公民館など	63億 100万円 (構成比16.1%)	65億3,600万円 (構成比9.0%)
	福祉 保育所、福祉サービス、国民健康保険、介護保険など	110億2,900万円 (構成比28.1%)	349億3,800万円 (構成比47.9%)
	その他 環境衛生、総務、議会など	179億3,900万円 (構成比45.7%)	266億 400万円 (構成比36.5%)
	合計(A)	392億1,300万円	729億1,400万円
	経常収益	使用料・手数料	7億4,200万円
分担金・負担金・寄附金		3億2,100万円	101億6,800万円
保険料(国保、介護等)		-	42億5,000万円
事業収益(病院、下水等)		-	70億3,500万円
その他特定行政サービス収入		-	1億6,800万円
合計(B)		10億6,300万円	228億3,200万円
(差引)純経常行政コスト (A) - (B)	381億5,000万円	500億8,200万円	

(3) 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部について、1年間にどのような増減があったかを表している。

	普通会計	連結
期首純資産残高(平成19年度貸借対照表の純資産の合計)	1258億9,100万円	1831億8,100万円
純経常行政コスト	381億5,000万円	500億8,200万円
一般財源	290億3,600万円	291億2,700万円
補助金等受入	103億3,300万円	205億3,500万円
その他(上記以外の理由による増減)	1億3,200万円	7,400万円
期末純資産残高(平成20年度貸借対照表の純資産の合計) ~ の合計	1269億7,500万円	1828億3,500万円

(4) 資金収支計算書

行政活動における1年間の資金の増減を表している。

	普通会計	連結会計
1. 経常的収支額(A)	87億2,600万円	99億5,700万円
支出(人件費・社会保障給付費など)	309億5,100万円	624億4,700万円
収入(地方税・国庫補助金など)	396億7,700万円	723億 400万円
2. 公共資産整備収支額(B)	22億6,500万円	26億9,600万円
支出(公共資産整備支出など)	77億6,200万円	108億4,500万円
収入(国庫補助金・地方債など)	54億9,700万円	81億4,900万円
3. 投資・財務的収支額(C)	61億3,400万円	68億7,500万円
支出(貸付金・地方債償還額など)	71億4,400万円	93億8,500万円
収入(貸付金回収額・地方債など)	10億1,000万円	25億1,000万円
4. 翌年度繰上充用金増減額(D)	-	3,700万円
当年度資金増減額(E)(=A+B+C+D)	3億2,800万円	2億4,900万円
期首資金残高(F)	62億 100万円	112億 200万円
経費負担割合変更に伴う差額(D)	-	700万円
期末資金残高(=E+F+D)	65億2,900万円	114億4,400万円

普通会計の数字については、詳細資料の14ページとは異なる。

連結ベースと比較する際は対象が資金(歳計現金・財政調整基金・減債基金)の増減となる。

普通会計単独の場合は対象が歳計現金の増減となる。